

高鍋町介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A

通所型サービス

問1 通所型サービスCについて、通所介護事業所でこのサービスの委託を受ける際に理学療法士または作業療法士の配置について、常勤や非常勤などの基準はあるか？

例えば、このサービスを提供する曜日・時間帯だけ、通所介護事業所外のPT・OTスタッフが来所し、事業への対応を行うことは可能か？

(答) 理学療法士または作業療法士の配置については、常勤・非常勤は問いません。サービス提供時に、事業所外の理学療法士または作業療法士が来所し、事業を行うことは可能です。ただし、他の通所型サービスとの併用はできません。

問2 通所型サービスCについて、人員配置に基準はあるか？その日に出勤している職員の中から配置しても良いか？

(答) 指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定を受け、かつ通所型サービスCの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、理学療法士又は作業療法士を1以上配置した上で、それぞれ指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで又は旧指定介護予防等基準第97条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、通所型サービスCの基準を満たしているものとみなします。

問3 通所型サービスCについて、建物、フロアの基準はあるか？例えば、通所を利用されている方々と同じフロアなど。

(答) 通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所介護相当サービス及び通所介護Cを一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービスを提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積が、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要があります。

問4 通所型サービスに定員はあるか？

(答) 問3の面積が必要となることから、事業所においてそれぞれのサービスの受け入れ可能な人数を定めることとなります。

問5 通所型サービスCは2時間程とあるが、月に何回程の実施となるか？

(答) 1週につき2回の利用を限度とします。利用者の状態等のアセスメントにより、必要な回数や期間を設定してください。

問6 通所型サービスCを利用している場合、計画期間が満了となっても継続したりハビリが必要な場合、通所リハビリの選択肢があつてよいのか。

(答) 通所型サービスCの対象者は、専門職の指導を受けながら集中的にトレーニングを行うことで改善や維持が見込まれる者であることから、計画期間満了により通所リハビリを行うことは想定していません。

問7 通所型サービスCと医療リハの併用は可能か。

(答) 併用は想定していません。

問8 事業所によっては、これまでの通所介護、通所型サービスA、通所型サービスCが混在する可能性があるが、各サービスの内容やプログラムがどのように展開されるかイメージを教えてください。

(答) 通所介護の運営基準を遵守した上で、指定通所介護等の提供に支障がない範囲で指定通所介護の提供時間帯に同一の場所を使用して、通所型サービスA及び通所型サービスCの提供を行うことが可能です。

通所型サービスAは、身体介助を想定していません。

通所型サービスCは、利用者ごとのプログラムと理学療法士等の専門職によるサービス提供が必要です。

同一の場所でそれぞれの事業を行うため、共通するプログラムがあることも想定されますが、基本的には利用者の心身の状況や設定する目標も異なることから、利用者に応じたプログラムが展開されるものと考えます。

その他

問1 通所型サービス及び訪問型サービスの利用回数は、どのくらい利用が可能か。

(答) 利用者の状況によるケアマネジメントが基本ですが、通所型サービスAは、週1回の利用を想定しています。

なお、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスは区分支給限度基準額が適用されます。

問2 認定有効期間が平成29年3月満了以降の要支援1, 2の方が、町外事業所のサービスを利用していた場合、更新後に町外事業所のサービス利用は可能か。

(答) 町外の事業所が総合事業のみなし指定を受けていた場合は、みなし指定の有効期限である、平成30年3月31日までは引き続き利用が可能です。

それ以降もサービスを提供する場合は、高鍋町の指定が必要となります。

そもそも町外の事業所が総合事業のみなし指定を受けていない場合は、高鍋町の指定を受けることにより利用が可能です。

問3 要支援認定者がタクシーを利用した場合1割引されているが、総合事業も同じ取り扱いになるよう働きかけと説明が必要ではないか。

(答) その通りです。

問4 負担割合が1割と2割の方がいるが、認定を受けていない事業該当者も同じと考えてよいか。

(答) その通りです。

ただし、通所型サービスA及び通所型サービスCの利用者負担は、利用1回あたり300円、350円となります。

問5 第2号被保険者は総合事業を利用できるか。

(答) 利用できます。

ただし、2号被保険者は特定疾病に起因して要介護状態となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを実施するのではなく、必ず要介護認定申請が必要です。

問6 生活保護受給者が、総合事業を利用する場合の利用料金はどうか。

(答) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスについては、これまでと同じように利用者の自己負担分について介護扶助の対象となります。

問7 ケアマネに委託している方が総合事業に移行する場合、委託及び委託料はどうか。

(答) 変更ありません。

問8 事業修了者のその後の受け皿はどのような案があるのか。

(答) 高齢者の居場所や通いの場としては、一般介護予防事業を紹介することになります。

問9 高鍋町内に住所を置いたまま町外の施設に入所している方は、サービス利用は可能か。

(答) 実際に生活しているところに住所を移し、住所地特例対象者となるのが基本です。

住所地特例対象者であれば、住所地（施設所在市町村）の総合事業が利用可能です。ただし、施設所在地の事業所が高鍋町の指定を受ける必要があります。